

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター等で使用する電気の調達
仕様書

南和広域医療企業団
事務局 施設用度課

仕 様 書 ①

1. 概要

- (1)対象建物 南和広域医療企業団南奈良総合医療センター
- (2)需要場所 奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1
- (3)業種及び用途 病院

2. 仕様

(1)電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式

- ア 電気方式 交流三相3線式
- イ 標準電圧 6,600V
- ウ 計量電圧 6,600V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 2回線受電

(2)契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力(契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値がこれを超えないものとする。)

(a)契約電力(常時電力)1,370kW

(b)契約電力(予備電力)1,370kW

(常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から常時供給電圧と同位の電圧で受電する。)

イ 予定使用電力量 5,668,700kWh

(令和8年1月1日～令和8年12月31日までの使用量見込み)

※予定使用電力量は、使用見込みであり、実績使用量を保証するものではない。

(a)各月の電力使用計画および実績(最大需要電力、使用電力量)別紙①-1のとおり

(b)季節および時間帯別の電力使用計画 別紙①-2のとおり

(3)契約使用期間 令和8年1月1日0時から令和8年12月31日24時まで

(4)需給地点 南和広域医療企業団南奈良総合医療センター構内第1柱気中開閉器の電源側接続点(2ヶ所)とする。

(5)電気工作物の財産分界点 南和広域医療企業団南奈良総合医療センター構内第1柱気中開閉器の電源側接続点(2ヶ所)とする。

(6)保安上の責任分界点 電気工作物の財産責任分界点に同じ。

(7)検針日および計量

検針日は、毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。(計量は、検針日における計量器の読みによるものとする。)

また、受電実績として、1月ごとに時間別(30分ごとまたは1時間ごと)の計測データ(電力または電力量)を提供すること。

(8)代金の算定期間 代金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(9)料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定できるものとする。

また、契約期間中の電力量料金単価の値上げはできないものとする。

(10)力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11)燃料費調整

発電に要する燃料価格が変動した場合は、供給者は電力量料金の調整を行うことができる。調整の方法については、需要者・供給者が協議の上定めた約款等によるものとする。

ただし、当該地域を所管するみなし小売電気事業者が採用する燃料費調整単価の上限を超えないものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、燃料調整単価は入札当月に適用される額を用いるものとする。

(12)賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、供給者が定めた供給条件の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、入札当月に適用される額を用いるものとする。

(13)市場価格調整

市場価格調整については、供給者が定めた供給条件の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、市場価格調整単価は、入札当月に適用される額を用いるものとする。

(14)契約超過金

その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、供給者は、契約超過金を請求することができるものとする。

なお、契約超過金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(15)精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(16)支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、南和広域医療企業団は、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(17)その他

電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書①に記載なき事項については、供給者が定める約款の規定によるものとする。

各月の電力使用計画および実績

各月の電力使用計画

	常時 契約電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
R8年 1月	1,370	613,200	100
R8年 2月	1,370	557,300	100
R8年 3月	1,370	512,200	100
R8年 4月	1,370	392,600	100
R8年 5月	1,370	367,600	100
R8年 6月	1,370	396,400	100
R8年 7月	1,370	521,000	100
R8年 8月	1,370	529,200	100
R8年 9月	1,370	454,800	100
R8年10月	1,370	370,700	100
R8年11月	1,370	398,100	100
R8年12月	1,370	555,600	100
予想合計	—	5,668,700	—

電力使用実績

	常時 契約電力 (kW)	30分最大 需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
R6年 9月	1,370	1,241	450,697	100
R6年10月	1,370	922	374,897	100
R6年11月	1,370	1,000	383,226	100
R6年12月	1,370	1,233	566,723	100
R7年 1月	1,370	1,316	620,615	100
R7年 2月	1,370	1,352	590,698	100
R7年 3月	1,370	1,324	522,411	100
R7年 4月	1,370	1,078	424,387	100
R7年 5月	1,370	904	380,910	100
R7年 6月	1,370	1,253	419,498	100
R7年 7月	1,370	1,327	534,158	100
R7年 8月	1,370	1,322	537,253	100
実績合計	—	—	5,805,473	—

季節および時間帯別の電力使用計画

	電力量(kWh)		
	時間帯1	時間帯2	時間帯3
R8年 1月	382,800	230,400	
R8年 2月	272,700	284,600	
R8年 3月	323,000	189,200	
R8年 4月	227,200	165,400	
R8年 5月	203,100	164,500	
R8年 6月	253,600	142,800	
R8年 7月	140,300	186,600	194,100
R8年 8月	142,600	188,200	198,400
R8年 9月	110,700	189,100	155,000
R8年10月	216,300	154,400	
R8年11月	219,000	179,100	
R8年12月	295,200	260,400	
時間帯別の合計	2,786,500	2,334,700	547,500

仕 様 書 ②

1. 概要

- (1)対象建物 南和広域医療企業団吉野病院
- (2)需要場所 奈良県吉野郡吉野町丹治130番地1
- (3)業種及び用途 病院

2. 仕様

(1)電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式

- ア 電気方式 交流三相3線式
- イ 標準電圧 6,600V
- ウ 計量電圧 6,600V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 1回線受電

(2)契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力 実量制(当月を含む過去1年間の各月の最大電力のうちで最も大きい値)とする。

なお、入札価格の算定にあたっては、契約電力は、280kWで計算するものとする。

イ 予定使用電力量 1,089,000 kWh

(令和8年1月19日～令和9年1月18日までの使用量見込み)

※予定使用電力量は、使用見込みであり、実績使用量を保証するものではない。

(a)各月の電力使用計画および実績(最大需要電力、使用電力量)別紙②-1のとおり

(b)季節および時間帯別の電力使用計画 別紙②-2のとおり

(3)契約使用期間 令和8年1月19日0時から令和9年1月18日24時まで

(4)需給地点 南和広域医療企業団吉野病院構内第1柱気中開閉器の電源側接続点とする。

(5)電気工作物の財産分界点 南和広域医療企業団吉野病院構内第1柱気中開閉器の電源側接続点とする。

(6)保安上の責任分界点 電気工作物の財産責任分界点に同じ。

(7)検針日および計量

検針日は、毎月19日とし、19日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。(計量は、検針日における計量器の読みによるものとする。)

また、受電実績として、1月ごとに時間別(30分ごとまたは1時間ごと)の計測データ(電力量)を提供すること。

(8)代金の算定期間 代金の算定期間は、毎月19日から翌月の18日までの期間とする。

(9)料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定できるものとする。

また、契約期間中の電力量料金単価の値上げはできないものとする。

(10)力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11)燃料費調整

発電に要する燃料価格が変動した場合は、供給者は電力量料金の調整を行うことができる。調整の方法については、需要者・供給者が協議の上定めた約款等によるものとする。ただし、当該地域を所管するみなし小売電気事業者が採用する燃料費調整単価の上限を超えないものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、燃料調整単価は入札当月に適用される額を用いるものとする。

(12)賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、供給者が定めた供給条件の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、入札当月に適用される額を用いるものとする。

(13)市場価格調整

市場価格調整については、供給者が定めた供給条件の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、市場価格調整単価は、入札当月に適用される額を用いるものとする。

(14)契約超過金

その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、供給者は、契約超過金を請求することができるものとする。

なお、契約超過金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(15)精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(16)支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、南和広域医療企業団は、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(17)その他

電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書②に記載なき事項については、供給者が定める約款の規定によるものとする。

各月の電力使用計画および実績

各月の電力使用計画

	常時 契約電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
R8年 2月	280	104,700	100
R8年 3月	280	87,300	100
R8年 4月	280	76,900	100
R8年 5月	280	57,200	100
R8年 6月	280	77,000	100
R8年 7月	280	106,000	100
R8年 8月	280	123,000	100
R8年 9月	280	118,400	100
R8年10月	280	80,500	100
R8年11月	280	68,900	100
R8年12月	280	87,500	100
R9年 1月	280	101,600	100
予想合計	—	1,089,000	—

電力使用実績

	常時 契約電力 (kW)	30分最大 需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
R6年 9月	280	280	117,792	100
R6年10月	280	251	86,689	100
R6年11月	280	159	67,003	100
R6年12月	280	220	86,190	100
R7年 1月	280	247	102,173	100
R7年 2月	280	257	106,736	100
R7年 3月	280	249	88,725	100
R7年 4月	280	220	78,432	100
R7年 5月	280	155	56,295	100
R7年 6月	280	232	82,332	100
R7年 7月	280	272	111,159	100
R7年 8月	280	276	119,757	100
実績合計	—	—	1,103,283	—

季節および時間帯別の電力使用計画

	電力量(kWh)		
	時間帯1	時間帯2	時間帯3
R8年 2月	47,800	56,900	
R8年 3月	41,200	46,100	
R8年 4月	44,300	32,600	
R8年 5月	24,800	32,400	
R8年 6月	48,700	28,300	
R8年 7月	41,500	42,300	22,200
R8年 8月	30,700	52,800	39,500
R8年 9月	30,100	49,900	38,400
R8年10月	36,900	37,300	6,300
R8年11月	38,800	30,100	
R8年12月	48,800	38,700	
R9年 1月	49,600	52,000	
時間帯別の合計	483,200	499,400	106,400

仕 様 書 ③

1. 概要

- (1)対象建物 南和広域医療企業団五條病院
- (2)需要場所 奈良県五條市野原西5丁目2番59号
- (3)業種及び用途 病院

2. 仕様

(1)電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式

- ア 電気方式 交流三相3線式
- イ 標準電圧 6,600V
- ウ 計量電圧 6,600V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 1回線受電

(2)契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力 実量制(当月を含む過去1年間の各月の最大電力のうちで最も大きい値)とする。

なお、入札価格の算定にあたっては、契約電力は、407kWで計算するものとする。

イ 予定使用電力量 1,289,800 kWh

(令和8年1月1日～令和8年12月31日までの使用量見込み)

※予定使用電力量は、使用見込みであり、実績使用量を保証するものではない。

(a)各月の電力使用計画および実績(最大需要電力、使用電力量)別紙③-1のとおり

(b)季節および時間帯別の電力使用計画 別紙③-2のとおり

(3)契約使用期間 令和8年1月1日0時から令和8年12月31日24時まで

(4)需給地点 南和広域医療企業団五條病院構内第1柱気中開閉器の電源側接続点とする。

(5)電気工作物の財産分界点 南和広域医療企業団五條病院構内第1柱気中開閉器の電源側接続点とする。

(6)保安上の責任分界点電気工作物の財産責任分界点に同じ。

(7)検針日および計量

検針日は、毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。(計量は、検針日における計量器の読みによるものとする。)

また、受電実績として、1月ごとに時間別(30分ごとまたは1時間ごと)の計測データ(電力量)を提供すること。

(8)代金の算定期間 代金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(9)料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定できるものとする。

また、契約期間中の電力量料金単価の値上げはできないものとする。

(10)力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11)燃料費調整

発電に要する燃料価格が変動した場合は、供給者は電力量料金の調整を行うことができる。調整の方法については、需要者・供給者が協議の上定めた約款等によるものとする。ただし、当該地域を所管するみなし小売電気事業者が採用する燃料費調整単価の上限を超えないものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、燃料調整単価は入札当月に適用される額を用いるものとする。

(12)賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、供給者が定めた供給条件の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、入札当月に適用される額を用いるものとする。

(13)市場価格調整

市場価格調整については、供給者が定めた供給条件の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、市場価格調整単価は、入札当月に適用される額を用いるものとする。

(14)契約超過金

その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、供給者は、契約超過金を請求することができるものとする。

なお、契約超過金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(15)精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(16)支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、南和広域医療企業団は、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(17)その他

電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書③に記載なき事項については、供給者が定める約款の規定によるものとする。

各月の電力使用計画および実績

各月の電力使用計画

	常時 契約電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
R8年 1月	410	158,600	100
R8年 2月	410	142,000	100
R8年 3月	410	121,700	100
R8年 4月	410	74,500	100
R8年 5月	410	65,500	100
R8年 6月	410	78,000	100
R8年 7月	410	117,800	100
R8年 8月	410	125,400	100
R8年 9月	410	99,400	100
R8年10月	410	69,400	100
R8年11月	410	93,600	100
R8年12月	410	143,900	100
予想合計	—	1,289,800	—

電力使用実績

	常時 契約電力 (kW)	30分最大 需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
R6年 9月	410	295	105,289	100
R6年10月	410	201	71,397	100
R6年11月	410	234	86,989	100
R6年12月	410	368	147,690	100
R7年 1月	407	407	162,509	100
R7年 2月	407	406	152,228	100
R7年 3月	407	363	123,304	100
R7年 4月	407	235	77,400	100
R7年 5月	407	186	70,110	100
R7年 6月	407	298	89,205	100
R7年 7月	407	313	125,298	100
R7年 8月	407	321	130,383	100
実績合計	—	—	1,341,802	—

季節および時間帯別の電力使用計画

	電力量(kWh)		
	時間帯1	時間帯2	時間帯3
R8年 1月	96,000	62,600	
R8年 2月	86,900	55,100	
R8年 3月	73,900	47,800	
R8年 4月	43,000	31,500	
R8年 5月	37,100	28,400	
R8年 6月	50,700	27,300	
R8年 7月	32,100	41,500	44,200
R8年 8月	33,900	44,300	47,200
R8年 9月	24,100	41,400	33,900
R8年10月	40,300	29,100	
R8年11月	49,900	43,700	
R8年12月	71,500	72,400	
時間帯別の合計	639,400	525,100	125,300